

支 払 基 金
平成 2 8 年 3 月 2 2 日

医薬品マスターの改定について

平成 2 8 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 2 号「診療報酬の算定方法」の「区分番号 F 2 0 0 の注 8」の規定に基づき薬剤料減点コードを下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

新規（変更区分「3」）

平成 2 8 年 4 月 1 日適用

医薬品 コード	医薬品名・規格名	金額 種別	金額	剤形
630010007	薬剤料減点（湿布薬薬剤料上限超）	7	0.00	3

<参考>

区分 F 2 0 0 薬剤
注 8 入院中の患者以外の患者に対して、 <u>1 処方につき 7 0 枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、当該超過分に係る薬剤料は算定しない。</u> ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず 7 0 枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方せん及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。